

柏崎市防災ガイドブック作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和元年（2019年）8月

柏 崎 市

1 目的

市では、「防災ガイドブック（自然災害編）」を平成 27 年（2015 年）2 月に発行し、全世帯に配布して防災意識の向上を図ってきた。しかし、全国では毎年のように大規模災害が発生し、その度に新たな防災対策が取られ、適切な避難対策や情報伝達手段の在り方等も変化してきているため、ガイドブックの内容を見直して最新の知見に基づいた災害時の避難行動や防災情報を伝える必要がある。

あわせて、新潟県が新たな洪水及び津波浸水想定を指定したことを受け、市では平成 30 年度（2018 年度）に洪水・津波ハザードマップを更新したため、新たなハザードマップを市民に周知する必要がある。

これらを踏まえ、民間事業者における専門的知見、総意工夫を反映しながら、市民目線での防災ガイドブック作成を行うことを目的とし、本プロポーザルを実施する。

2 事業の概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 委託番号 | 防災委第 104 号 |
| (2) 委託件名 | 柏崎市防災ガイドブック作成業務委託 |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和 2 年（2020 年）1 月 10 日まで |
| (4) 委託内容 | 別紙「柏崎市防災ガイドブック作成業務委託仕様書」による。 |
| (5) 提案上限額 | 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 参加表明書及び企画提案書提出日までに、平成 31（2019）・32（2020）年度物品入札参加資格者名簿（物品－パンフレット等）に登載され、かつ、企画提案書等提出日において、柏崎市入札参加有資格業者の指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 新潟県内に本店又は支店を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 本プロポーザルの実施周知日以降において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。
- (6) 参加表明書及び企画提案書の提出及びプレゼンテーションについて、柏崎市防災ガイドブック作成業務委託公募型プロポーザル実施要領に示すスケジュールに従い、実施することができること。

4 問い合わせ及び参加表明書等提出先

- (1) 担当部署 柏崎市危機管理部防災・原子力課防災係
(窪田課長代理、常盤主査)
- (2) 所在地 〒945-8511 新潟県柏崎市中央町5番50号
- (3) 電話番号 0257-21-2316
- (4) FAX番号 0257-21-5980
- (5) E-mail bosai@city.kashiwazaki.lg.jp

5 実施スケジュール

期 日	内 容
令和元年（2019年） 8月26日（月）	公告・実施要領等の公表 参加表明書及び企画提案書受付開始
〃 9月2日（月）	質問書の提出期限
〃 9月5日（木）	質問の回答
〃 9月18日（水）	参加表明書及び企画提案書提出期限
〃 9月25日（水）※予定	審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）
〃 9月27日（金）※予定	選定結果通知
〃 10月2日（水）※予定	契約締結

6 本プロポーザルに関する質疑応答について

- (1) 受付期間
令和元年（2019年）8月26日（月）から9月2日（月）までの土曜日及び日曜日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 質問方法
本プロポーザル実施に関する質問は、質問書（様式4）により電子メールにて行うこととし、電話や口頭による質問は一切受け付けない。なお、送信にあたり、件名は「【提案者名】柏崎市防災ガイドブック作成業務委託プロポーザル質問書」とすること。
- (3) 質問に対する回答
質問の回答は、取りまとめの上、市ホームページに掲載する。

7 参加表明書及び企画提案書の提出について

- (1) 受付期間

令和元年（2019年）8月26日（月）から9月18日（水）までの土曜日及び日曜日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出物

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、署名・押印の上、提出すること。

No.	書類名	提出部数
1	参加表明書（様式1）	正本1部
2	企画提案書（任意様式）	正本1部、副本5部
3	実施体制調書（様式2）	正本1部、副本5部
4	過去5年間の業務実績表（様式3）	正本1部、副本5部
5	見積書（任意様式、内訳を記載すること。）	正本1部、副本5部

(3) 提出方法

提出先に直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかによる。）

(4) 企画提案書作成にあたっての留意点

企画提案書の作成にあたっては、次の点に留意することとする。なお、提出後の企画提案書の修正及び差し替えは認めない。

ア 事業実施体制とスケジュールを説明すること。

イ 提案に係るコンセプト等を簡潔にまとめること。

ウ 表紙及び原稿案（数ページ程度で可）を提示すること。

8 審査会について

プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、その内容を補完するものとする。

なお、審査会は非公開で行うものとする。

(1) 開催日

令和元年（2019年）9月25日（水）※時間は別途指定する。

(2) 会場

柏崎市役所教育分館3階多目的室

(3) 説明資料

提出された企画提案書以外の資料の配布は原則認めない。ただし、プレゼンテーション時間内においてスクリーンに投影することができる資料の配布は認めることとする。

(4) 時間割振

プレゼンテーションは40分以内（準備5分、プレゼンテーション20分、質問10分、撤去5分）とする。

(5) その他

ア プレゼンテーション実施者は説明者を含めて3名までとする。

イ パソコン等の機器を使用する場合は、事業者側で準備すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源タップについては本市で準備する。

9 事業者選定について

(1) 選定方法

「柏崎市防災ガイドブック作成業務委託受託者選定委員会」において、提案内容について総合的に評価を行い、最も評価の高い事業者に契約交渉権を有する最優秀事業者に、次に評価の高い事業者を次点事業者に、それぞれ選定する。

(2) 評価項目

次の項目により評価を行うこととする。

評価項目	評価事項	配点	加重倍率
1 企画提案		70	
	企画編集コンセプト	5	×3
	表現力	5	×3
	デザイン性	5	×3
	レイアウト	5	×3
	特筆すべき事項	5	×2
2 業務実施体制		20	
	業務実施体制・スケジュール	5	×2
	業務実績	5	×2
3 見積額		10	
	見積金額	5	×2
合計		100	

(3) 結果通知

選定結果は、令和元年（2019年）9月27日（金）（予定）に書面及び電子メールで通知するとともに、本市ホームページに掲載する。最優秀事業者へは、併せて電話で通知する。

(4) 失格事項

- ア 「3 参加資格要件」に掲げる資格を有しない者が提案書等を提出した場合
- イ 提出書類等に記載すべき事項に不備がある場合
- ウ 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載があった場合
- エ 審査委員会又は関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- オ 審査において、プレゼンテーションに参加できない場合

カ その他審査委員会が不相当と認めた場合

10 業務委託契約について

(1) 契約方法

本プロポーザルにより選定された契約交渉権を有する最優秀事業者と契約の締結交渉を行うものとする。ただし、交渉において、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀事業者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、選考結果は無効とし、次点事業者と契約締結交渉を行うこととする。

(2) 契約金額

契約金額は、2(5)で示す金額の範囲内であって、提出された見積書の金額を超えないものとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に要する諸費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案された提出物等は一切返却しないものとする。
- (3) 担当職員以外への本プロポーザルに関する問い合わせ等は、審査終了まで一切禁止とする。
- (4) 審査結果についての異議申立ては、認めない。